豊川市子ども・子育て支援事業計画の策定方針(スキーム)

I 子ども・子育て支援新制度に基づく新計画策定にあたって

- 1 社会的背景
- ○急速な少子化の進行
- ○子育ての孤立感と負担感の増加
- 〇深刻な待機児童問題
- 〇子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 〇結婚・出産・子育ての希望がかなわない 1月44
- 〇放課後児童クラブの不足
- ○M字カーブ(30歳代で低い女性の労働 力率)
- ○質の高い幼児期の学校教育の重要性
- ○子育て支援の制度・財源の縦割り
- ○地域の実情に応じた提供体制が不十分

- 2 子ども・子育て関連3法の方向性 (平成24年8月成立)
- ①質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- ②保育の量的拡大・確保. 教育・保育の質的改善
- ③地域の子ども・子育て支援の充実
- 3 豊川市上位・関連計画における子育て支援の方向性

【総合計画】(平成18年度~平成27年度)

政策 2 健康・福祉

基本目標健康で生き生きと暮らせる人が増えます。

③子育て支援の推進

⑥ひとり親家庭支援の推進

【子ども・子育て支援に関する関連計画】

- ○地域福祉計画 ○障害者福祉計画
- ○障害福祉計画 ○教育振興基本計画
- ○男女共同参画基本計画 など

4 子ども・子育て支援法に基づく基本指針 【子ども・子育て支援の意義に関する事項】

- ○<u>「子どもの最善の利益」</u>が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- ○障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子 <u>どもの健やかな育ちを等しく保障</u>することを目指す。
- 〇子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- ○乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、<u>発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ</u>、<u>子どもの健やかな発達を保障する</u>ことが必要。
- 〇子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における<u>多様な子ども・子育て支援の量的拡充</u> **と質的改善を図る**ことが必要。その際、**妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていく**ことに留意することが重要。
- ○<u>社会のあらゆる分野における全ての構成員</u>が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

Ⅱ 次世代育成支援行動計画から新たな計画の策定方針

5 豊川市次世代育成支援対策地域行動計画<後期計画>(平成22年度~平成26年度)

キャッチフレーズ はばたけ 未来へ 豊川っ子!

- 1 地域における 子育て支援
- 1-1 地域における子育て支援サービスの充実
- 1-2 保育サービスの充実
- 1-3 児童の健全育成
- 2 母性並びに乳 児及び幼児等の 健康の確保及び 増進
- 2-1 子どもと母親の健康の確保
- 2-2 「食育」の推進
- 2-3 思春期保健対策の充実
- 2-4 小児医療の充実
- 3 子どもの心身の健 やかな成長に資する 教育環境の整備
- 3-1 次代の親の育成
- 3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備
- 3-3 家庭や地域の教育力の向上
- 4 子育てを支援す る生活環境の整備
- 4-1 良質な住宅と居住環境の確保
- 4-2 安心して外出できる環境の整備
- 4-3 安全・安心なまちづくりの推進等
- 5 職業生活と家庭 生活との両立の推 **
- 5-1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
- 6 子どもの安全の 確保
- 6-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- 6-2 子どもの犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 7 要保護児童への 対応などきめ細や かな取組の推進
- 7-1 児童虐待防止対策の充実
- 7-2 母子・父子家庭等の自立支援の推進
- 7-3 障害児施策の充実

6 豊川市子ども・子育て支援事業計画 (平成27年度~平成31年度) 【構成】

キャッチフレーズ

はばたけ 未来へ 豊川っ子!

基本方針

の

展開

子ども・子育て支援社会の構築

- 1. 家庭や地域におけ る子育支援の充実
- 1-1 地域における子育て支援サービスの充実
- 1-2 保育サービスの充実
- 1-3 児童の健全育成
- 1-4 配慮等が必要な家庭や子どもへの支援
- 2. 母と子の健康づく りの推進
- 2-1 子どもと母親の健康の確保
- 2-2 「食育」の推進
- 2-3 思春期保健対策の充実
- 3. 子どもの育ちを支え る環境の整備
- 3-1 次代の親の育成
- 3-2 家庭や地域の教育力の向上
- 3-3 子育てにやさしいまちづくりの推進
- 4. 仕事と子育ての両 立の推進
- 4-1 ワーク・ライフ・バランスに関する 普及・啓発

【法で定める子ども・子育て支援事業計画部分】

量の見込みと確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みの考え方
- 3 教育・保育の量の見込みと確保の内容
- (1)1号認定(認定こども園及び幼稚園)
- (2)2号認定(認定こども園及び保育所)
- (3)3号認定(認定こども園及び保育所+小規模保育等)
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 確保の内容
 - (1)時間外保育事業(延長保育)
 - (2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
 - (3)子育て短期支援事業
 - (4)地域子育て支援拠点事業
 - (5) 幼稚園における一時預かり事業
 - (6) 保育所その他の場所での一時預かり事業
 - (7)病児・病後児保育事業
 - (8) ファミリー・サポート・センター事業 (就学児のみ)
 - (9) 利用者支援事業
 - (10) 妊婦健康診査
 - (11)乳児家庭全戸訪問事業
 - (12)養育支援訪問事業
 - (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するため の事業